

市街地復興効果促進事業の概要を示す書類

事業番号	★ D 15 - 2 - 1
要綱上の事業名称	(37) 震災・復興記録の収集・整理保存
細要素事業名	小冊子「いわて復興の歩み」制作(更新)事業
全体事業費	3,881千円

1 事業の概要・目的等

(1) 概要

平成26年12月に新規発行、平成27年12月に更新した小冊子「いわて復興の歩み」について、一部内容(データ・進捗状況等)を更新し、最新版(平成29年3月末現在データ)として制作・配布する。

(2) 目的

- 本県におけるこれまでの復興の取組を小冊子にまとめ広く発信し、これまで頂いた支援に応えるとともに、復興の状況に対する理解促進を図ることで、本県に、より多くの人々をひきつけ、本県の復興に関わってきた人々をはじめとする、多様な人々とのさらなる交流・連携を深めることに繋げるとともに、風化防止対策に資する。
- 平成28年度末で岩手県復興計画の第2期復興実施計画が終了することを受け、平成29年3月末現在のデータで本小冊子を更新発行し、現在の復興の状況を正確に情報発信し、被災地に対する理解を深める。
- 平成29年7月には全国知事会議が岩手県で開催されることに伴い、全国の知事をはじめ、多くの関係者が来県することから、復興への取組が続く被災地の姿を全国の多くの自治体職員等に発信する。

(3) 小冊子の内容

これまでの本県復興における“極めて重要であった取組”“県民の関心が高い取組”“本県ならではの特徴的な取組”等について、ハード・ソフトに関わらず広くその概要や成果を掲載する。

2 仕様等

- (1) 制作部数 35,000部 ※ 日本語版(30,000部)、英語版(5,000部)
- (2) 仕様 A4カラー 28ページ ※ 現行版のデータ更新のため構成に大きな変更なし
- (3) 納期 平成29年7月 ※ 平成29年7月開催の全国知事会議より随時活用
- (4) 制作費 3,881千円(税込)
  - [内訳] 日本語版 2,387千円(税込)
  - 英語版 1,494千円(税込)

小冊子制作部数内訳(見込み)

配布先	日本語版	英語版
各種復興関連イベント等での配布	12,000	3,000
各都道府県及び市町村	5,000	1,000
県施設での活用・県外岩手県事務所への配架等	5,000	500
随時配布	8,000	500
合計	30,000	5,000

### 3 スケジュール

- 4月下旬～ 更新データ作成
- 5月中旬～ 発注・再編集作業
- 6月中旬 校了・印刷作業
- 6月下旬 納品

### 4 基幹事業との関連性

岩手県では死者・行方不明者合わせて約6千人が犠牲となり、そのうち大船渡市では4百人を超える犠牲者が出るなど、甚大な被害を受けた。

現在、大船渡市では、土地区画整理事業による嵩上げや生活・産業基盤等の整備と併せ、津波復興拠点整備事業による津波防災拠点施設等の整備を行い、都市の津波からの防災性を高める拠点とともに、被災地の復興を先導する拠点となる中心市街地の形成が進められている。

当該事業により、地域の活性化やまちの賑わいが創出され、さらには観光や災害の教訓を伝える学びの場として交流人口の増加が期待されているが、震災による同じ悲しみを繰り返さないためには、これと合わせ、東日本大震災の壊滅的な被害の状況や、救援・復旧などの発災後の活動状況を記録するとともに、広く、かつ継続的に全国・世界に発信し、その記憶を風化させることなく、後世に正しく伝承していくことが重要である。

今回、「いわて復興の歩み(2011.3～2017.3)」として、本県の復興への取組や現状を正確に収集・記録・整理・保存し、それを活用した様々な情報発信を行うことで、津波復興拠点整備事業による整備が進む大船渡市をはじめ、本県被災地への理解が深まり、さらなる交流・連携・支援につながるとともに、全国・世界各地での津波防災意識の向上にも寄与するものである。

※この様式は、原則として、参考様式第30及び参考様式第33の別添2に記載した細要素事業ごとに作成してください。

※「全体事業費」は、細要素事業(当該細要素事業と一体不可分な事業を含む。)について、全体事業期間を通じての全ての事業費を記載して下さい。

※細要素事業の概要を示す図面を添付して下さい。

参考様式第30及び参考様式第33の別添3

市街地復興効果促進事業の概要を示す書類

事業番号	★ D 17 - 4 - 14
要綱上の事業名称	復興地域づくり加速化事業
細要素事業名	高田松原地区津波復興祈念公園予定地区地下埋設物除去・撤去調査事業
全体事業費	373,798千円
<p><b>1 事業の目的</b></p> <p>陸前高田市の貴重な観光資源である高田松原地区は、東日本大震災により甚大な被害を受け、同市の生業である観光業は崩壊した。現在、復興交付金により高田松原地区を再生しているところであり、土地区画整理事業により整備する市街地と高田松原地区の有機的な連携により、市街地に住む人々の生業（観光業）の再生を図ることを目的としている。</p> <p>高田松原津波復興祈念公園計画予定地の防集移転元地等については、従前市街地であり下水道管をはじめ様々な管路等が埋設されていることから、これらを撤去処理するものである。</p> <p><b>2 事業の内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・埋設物状況確認調査（既存資料の調査、現地踏査等）</li> <li>・撤去工法等の検討 等</li> <li>・埋設物撤去処理</li> </ul> <p><b>3 事業のスケジュール（想定）</b></p> <p>平成28年度 埋設物状況確認調査・撤去工法等の検討 平成29年度 埋設物撤去処理</p> <p><b>4 費用の内訳</b></p> <p>28年度事業費：委託料 埋設物状況確認調査・撤去工法検討等 6,920千円 29年度事業費：工事費 埋設物撤去処理 366,878千円</p> <p><b>5 基幹事業との関連性</b></p> <p>高田松原地区津波復興祈念公園事業は、観光交流及び地域住民の憩いの場として市街地と一体的に整備するため、都市再生区画整理事業の基幹事業の効果を促進させるものとして実施しているものである。</p> <p>本事業はその高田松原地区津波復興祈念公園計画予定地を対象とするものであることから、都市再生区画整理事業に関連する事業として実施するものである。</p> <p><b>6 その他</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・岩手県東日本大震災津波復興実施計画（第3期） P39「津波復興祈念公園整備事業」、P102「東日本大震災津波伝承まちづくりプロジェクト」</li> <li>・陸前高田市震災復興実施計画 P15「高田松原津波復興祈念公園整備事業」</li> </ul>	

※この様式は、原則として、参考様式第30及び参考様式第33の別添2に記載した細要素事業ごとに作成してください。  
 ※「全体事業費」は、細要素事業（当該細要素事業と一体不可分な事業を含む。）について、全体事業期間を通じての全ての事業費を記載して下さい。  
 ※細要素事業の概要を示す図面を添付して下さい。

市街地復興効果促進事業の概要を示す書類

事業番号	★ D 23 - 5 - 6
要綱上の事業名称	復興地域づくり加速化事業
細要素事業名	簡易仮設宿泊施設整備事業（野田村）
全体事業費	8,591 千円（既配分 6,011 千円）
<p><b>1 事業の目的</b></p> <p>住宅の自力再建を行う者から住宅の建設を請負った工務店等に対し、遠隔地からの工事従事者のための仮設宿泊施設用として応急仮設住宅を貸与することにより、早期の住宅再建を支援するとともに、被災地における住宅建設費の高騰の抑制に寄与することを目的とする。</p> <p><b>2 事業の内容</b></p> <p><b>【平成 29 年度事業内容】</b></p> <p>当事業は、応急仮設住宅を仮設宿泊施設として貸与する場合に発生する手続き、管理、運営等を、民間事業者へ委託して行うものである。なお、目的を達成するため、仮設宿泊施設は無償で貸与する。</p> <p>●仮設宿泊施設として活用予定の応急仮設住宅 10 戸</p> <p><b>3 事業のスケジュール</b></p> <p>平成 29 年 3 月 委託事業者の公募、入札、契約手続き、H29 年度貸与募集          平成 29 年 4 月 H29 年度貸与開始          平成 30 年 3 月まで 事業終了。仮設宿泊施設解体。（解体は 4 戸。残り 6 戸は野田村へ譲渡。）</p> <p><b>4 基幹事業との関連性</b></p> <p>大きな被害を受けた城内・米田・南浜地区は、野田湾及び平野部が広いため防潮堤では防御できないとの観点により、津波防災緑地及び高盛土を地区陸側に整備することが安全確保上、必要なことから高台移転を計画している。</p> <p>そこで、防災集団移転促進事業等による宅地供給後に住宅再建工事が集中し、工事従事者が不足する地域において、遠隔地から工事従事者を確保する際に必要な宿泊施設を確保することにより、これらの事業の推進に寄与するものである</p> <p><b>5 事業費の内訳</b></p> <p>委託費 4,953 千円（うち今回追加分：2,580 千円）</p> <p><b>6 その他</b></p> <p>当事業は、復興庁による住宅再建・復興まちづくりの加速化措置（第五弾）に基づく事業である。</p> <p><b>【住宅再建・復興まちづくりの加速化措置（第五弾）：平成 26 年 5 月 27 日復興庁発表】</b></p> <p>●民間住宅の早期自立再建支援パッケージ</p> <p>○再建工事集中時における建設事業者の円滑な人材・資材確保への支援（I－（1）－②）</p>	

※この様式は、原則として、参考様式第 3 0 及び参考様式第 3 3 の別添 2 に記載した細要素事業ごとに作成してください。  
 ※「全体事業費」は、細要素事業（当該細要素事業と一体不可分な事業を含む。）について、全体事業期間を通じての全ての事業費を記載して下さい。  
 ※細要素事業の概要を示す図面を添付して下さい。

市街地復興効果促進事業の概要を示す書類

事業番号	★ D 23 - 11 - 4
要綱上の事業名称	復興地域づくり加速化事業
細要素事業名	簡易仮設宿泊施設整備事業（宮古市）
全体事業費	61,121 千円（既配分 23,494 千円）
<p><b>1 事業の目的</b></p> <p>住宅の自力再建を行う者から住宅の建設を請負った工務店等に対し、遠隔地からの工事従事者のための仮設宿泊施設用として応急仮設住宅を貸与することにより、早期の住宅再建を支援するとともに、被災地における住宅建設費の高騰の抑制に寄与することを目的とする。</p> <p><b>2 事業の内容</b></p> <p><b>【平成 29 年度事業内容】</b></p> <p>当事業は、応急仮設住宅を仮設宿泊施設として貸与する場合に発生する手続き、管理、運営等を、民間事業者へ委託して行うものである。なお、目的を達成するため、仮設宿泊施設は無償で貸与する。</p> <p>●仮設宿泊施設として活用予定の応急仮設住宅 30 戸</p> <p><b>3 事業のスケジュール</b></p> <p>平成 29 年 3 月 委託事業者の公募、入札、契約手続き、H29 年度貸与募集          平成 29 年 4 月 H29 年度貸与開始          平成 30 年 3 月まで 事業終了。仮設宿泊施設解体。</p> <p><b>4 基幹事業との関連性</b></p> <p>赤前地区では被害棟数 340 棟、内約 74%が全壊という被害を受けた。現在、赤前地区では防潮堤整備後も浸水深が 3 m 以上ある区域があるため、防災集団移転促進事業等による高台移転を計画している。そこで、防災集団移転促進事業等による宅地供給後に住宅再建工事が集中し、工事従事者が不足する地域において、遠隔地から工事従事者を確保する際に必要な宿泊施設を確保することにより、これらの事業の推進に寄与するものである。</p> <p><b>5 事業費の内訳</b></p> <p>委託費 44,744 千円（今回追加分：37,627 円）</p> <p><b>6 その他</b></p> <p>当事業は、復興庁による住宅再建・復興まちづくりの加速化措置（第五弾）に基づく事業である。</p> <p><b>【住宅再建・復興まちづくりの加速化措置（第五弾）：平成 26 年 5 月 27 日復興庁発表】</b></p> <p>●民間住宅の早期自立再建支援パッケージ</p> <p>○再建工事集中時における建設事業者の円滑な人材・資材確保への支援（I - (1) - ②）</p>	

※この様式は、原則として、参考様式第 3 0 及び参考様式第 3 3 の別添 2 に記載した細要素事業ごとに作成してください。  
 ※「全体事業費」は、細要素事業（当該細要素事業と一体不可分な事業を含む。）について、全体事業期間を通じての全ての事業費を記載して下さい。  
 ※細要素事業の概要を示す図面を添付して下さい。

市街地復興効果促進事業の概要を示す書類

事業番号	★ D 17 - 4 - 15
要綱上の事業名称	復興地域づくり加速化事業
細要素事業名	震災津波伝承施設（仮称）展示製作事業
全体事業費	453,401（千円）

1 事業の目的等

東日本大震災津波による甚大な被害とそこからの復旧・復興の取組を示す展示を通して、震災津波の教訓や経験を防災文化として後世に伝承するとともに、将来発生する巨大災害への備えとして防災学習等により日本全体の防災力の向上を図っていくための施設として「震災津波伝承施設（仮称）」を整備するもの。

2 事業の内容

実施設計図書に基づき、造作・造形やグラフィック等の展示物及び映像・検索装置等の製作を行うとともに、その製作物を、国が施工する建築物「道の駅高田松原」内に設置する。

【展示製作業務】

- ① 造作物（施設内装）の製作・設置
- ② 造形物（展示品）の製作・設置
- ③ グラフィック（壁面解説）の製作・設置
- ④ 映像・検索機器及び什器の製作・設置

※ 映像等のソフトウェアおよび付随するプログラムについては、多言語対応に係る費用を除き、別途費で整備を行うこととし、本事業には含まない。

- ⑤ 展示照明の設置
- ⑥ 上記①～⑤に付帯する機器調整等

3 事業のスケジュール

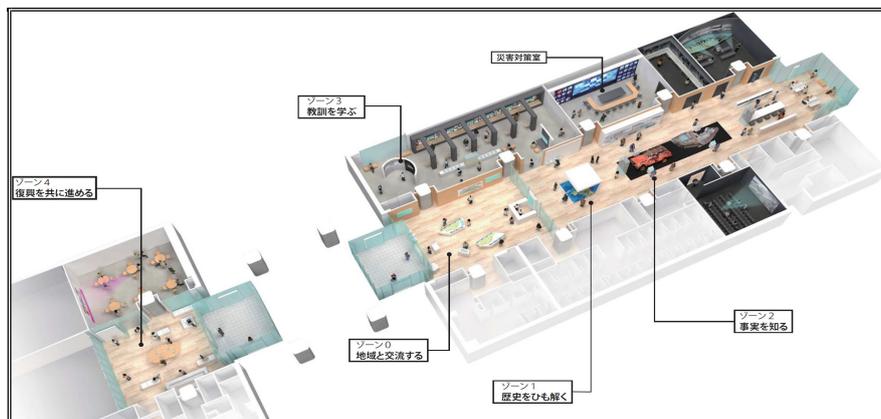
平成29年12月～平成30年3月 委託事業者の選定手続  
平成30年3月～平成31年6月 業務委託契約締結、事業実施

4 基幹事業との関連性

本施設は、高田松原津波復興祈念公園と併せて整備することとしており、今次震災津波の犠牲者の追悼と鎮魂、及び震災の教訓等を防災文化として国内外に発信し後世に伝承する場として、また、市街地等と一体的な観光交流・にぎわい再生の場及び地域住民の憩いの場として、都市再生区画整理事業と一体的に整備することにより、基幹事業の効果を促進させるものである。

5 事業費の内訳（平成29年度）

委託費 453,401千円（震災津波伝承施設（仮称）展示製作業務）



震災津波伝承施設（仮称）展示イメージ

- ※ この様式は、原則として、参考様式第29及び参考様式第32の別添2に記載した細要素事業ごとに作成してください。
- ※ 「全体事業費」は、細要素事業（当該細要素事業と一体不可分な事業を含む。）について、全体事業期間を通じての全ての事業費を記載して下さい。
- ※ 細要素事業の概要を示す図面を添付して下さい。

市街地復興効果促進事業の概要を示す書類

事業番号	★ D 17 - 4 - 16
要綱上の事業名称	復興地域づくり加速化事業
細要素事業名	復興動向に関する意識等調査事業
全体事業費	29,940 千円

1 事業の目的

岩手県は、東日本大震災津波復興計画を策定し、復興に向けた取組を進めている。復興計画の着実な推進に当たっては、県が行う施策、事業の実施状況や進捗を管理するとともに、それらに関して被災者等の意識（復旧・復興の重要度・実感、生活の回復に関する実感等）を定期的に把握し、計画に反映していくことが重要。

本事業は、本県の復興に関して、様々な主体に対し重層的かつ多面的な調査を行い、市街地整備事業と一体となって復興を加速させる復興施策の展開のための参考とする。

2 事業の内容

市街地整備事業実施地域に居住する住民等を対象に、下記の調査事業を行う。

復興動向に関する意識等調査事業		
	(1) 被災事業所復興状況調査	(2) 復興に関する意識調査
目的	被災地の商工会議所及び商工会の会員等で被災した事業所を中心とした事業所を対象に、事業の再開状況等を把握し、まちづくりへ活かすもの。	県内に居住する 18 歳以上の男女（無作為抽出）を対象に、復旧・復興を実感しているか等を毎年継続的に把握し、被災地への交流人口の増加等に向けたまちづくりへ活かすもの。
調査対象	被災 1 2 市町村の商工会議所又は商工会の会員等で被災した事業所等 2,100 余	県に居住する 18 歳以上の男女個人 5,000 人
実施時期	8 月（年 1 回）	1～2 月（年 1 回）
調査内容	事業の再開状況、雇用の状況・今後の予定、業績の状況、現在の課題 等	生活全般の満足度、復旧・復興の実感、優先施策、震災の影響 等

3 事業のスケジュール（想定）

(1) 被災事業所復興状況調査	(2) 復興に関する意識調査
4 月 業者選定	10 月 業者選定
8 月 調査	1 月 調査

4 費用の内訳

- 26 年度事業費：5,615 千円
- 27 年度事業費：6,417 千円
- 28 年度事業費：4,924 千円
- 29 年度事業費：4,870 千円
- 30 年度事業費：4,057 千円

(内訳)  
 委託料等（調査票作成、発送、集計及び報告書の作成等）  
 ※被災事業所復興状況調査 972 千円、復興に関する意識調査 3,085 千円

## 5 基幹事業との関連性

県内でも甚大な被害を受けた沿岸市町村においては、都市再生区画整理事業等による復興まちづくりが行われているが、事業実施区域が広大であるため、概成までにはなお相当の時間を要することが懸念されている。

このような状況において、住民の声を把握し、可能な限り取り入れていくことは、事業区域内住民の生活安定や定住を促進し、活力に溢れた新しいまちづくりを進めるうえで極めて重要。

各調査により、被災から 6 年以上が経過し、一層多様化する被災者の意識や事業所の復興状況等をきめ細かく把握し、調査結果を活用することで、区画整理事業をはじめとした復興まちづくり事業の迅速な実施や、地域のニーズに即したまちづくりが可能となるとともに、事業区域内住民の人口流出の抑制を図る。

これらの復興施策は、甚大な被害を受けた沿岸部のみならず、県内被災地域においても求められており、復興まちづくりの加速化に大きく寄与するものである。

## 6 その他

「岩手県東日本大震災津波復興基本計画」の「復興の進め方」において、迅速な復興を達成するため、計画のマネジメントサイクルに基づく進行管理により、県の施策や事業の実施状況、進捗を明らかにし、計画の実効性を高めつつその着実な推進を図ることとしている。

※この様式は、原則として、参考様式第 3 0 及び参考様式第 3 3 の別添 2 に記載した細要素事業ごとに作成してください。  
※「全体事業費」は、細要素事業（当該細要素事業と一体不可分な事業を含む。）について、全体事業期間を通じての全ての事業費を記載して下さい。  
※細要素事業の概要を示す図面を添付して下さい。

参考様式第 2 9 及び参考様式第 3 2 の別添 3

市街地復興効果促進事業の概要を示す書類

事業番号	★ D 17 - 4 - 17
要綱上の事業名称	(24) 信号機、道路標識又は道路標示の設置に関する事業
細要素事業名	交通信号機の新設・移設等事業
全体事業費	31, 125 (千円)
<p>1 事業の目的及び概要</p> <p>本事業は被災した陸前高田市（高田地区）の都市再生区画整理事業において整備される区画道路に交通信号機の新設を行うもの。</p> <p>2 事業の内容</p> <p>陸前高田市内の都市再生区画整理事業にあわせて、交通信号機の新設（4箇所）を行うもの。</p> <p>新設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（仮）今泉高田連絡線北口（陸前高田市高田町）</li> <li>・（仮）一本松記念館入口（陸前高田市高田町）</li> <li>・（仮）陸前高田駅入口（陸前高田市高田町）</li> <li>・（仮）1号橋東袂（陸前高田市高田町）</li> </ul> <p>3 事業のスケジュール</p> <p>平成 30 年 4 月 現地調査、関係団体との協議</p> <p>平成 30 年 5～7 月 設計、入札、契約</p> <p>平成 30 年 8 月～平成 31 年 3 月 交通信号機新設等工事</p> <p>4 基幹事業との関連性</p> <p>陸前高田市内の都市再生区画整理事業に伴い必要となる交通信号機の新設等事業であり、市街地の早期復興に向けたまちの立ち上げを促進するために必要な事業である。</p> <p>5 事業費の内訳</p> <p>大船渡警察署管内（陸前高田市内 4 箇所） 31, 125 千円</p>	

※この様式は、原則として、参考様式第 3 0 及び参考様式第 3 3 の別添 2 に記載した細要素事業ごとに作成してください。  
 ※「全体事業費」は、細要素事業（当該細要素事業と一体不可分な事業を含む。）について、全体事業期間を通じての全ての事業費を記載して下さい。  
 ※細要素事業の概要を示す図面を添付して下さい。

参考様式第 2 9 及び参考様式第 3 2 の別添 3

市街地復興効果促進事業の概要を示す書類

事業番号	★ D 17 - 7 - 2
要綱上の事業名称	(24) 信号機、道路標識又は道路標示の設置に関する事業
細要素事業名	交通信号機の新設・移設等事業
全体事業費	4, 488 (千円)
<p>1 事業の目的及び概要</p> <p>本事業は被災した山田町（織笠地区）の都市再生区画整理事業において整備される区画道路に交通信号機の新設を行うもの。</p> <p>2 事業の内容</p> <p>山田町内の都市再生区画整理事業にあわせて、交通信号機の新設（1箇所）を行うもの。</p> <p>新設</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・織笠漁港北（下閉伊郡山田町）</li> </ul> <p>3 事業のスケジュール</p> <p>平成 30 年 4 月 現地調査、関係団体との協議</p> <p>平成 30 年 4～7 月 設計、入札、契約</p> <p>平成 30 年 7 月～平成 30 年 10 月 交通信号機設置等工事</p> <p>4 基幹事業との関連性</p> <p>山田町内の都市再生区画整理事業に伴い必要となる交通信号機の新設等事業であり、市街地の早期復興に向けたまちの立ち上げを促進するために必要な事業である。</p> <p>5 事業費の内訳</p> <p>宮古警察署管内（山田町内 1箇所） 4, 488千円</p>	

※この様式は、原則として、参考様式第 3 0 及び参考様式第 3 3 の別添 2 に記載した細要素事業ごとに作成してください。  
 ※「全体事業費」は、細要素事業（当該細要素事業と一体不可分な事業を含む。）について、全体事業期間を通じての全ての事業費を記載して下さい。  
 ※細要素事業の概要を示す図面を添付して下さい。

市街地復興効果促進事業の概要を示す書類

事業番号	★ D 23 - 4 - 16
要綱上の事業名称	復興地域づくり加速化事業
細要素事業名	簡易仮設宿泊施設整備事業（釜石市）
全体事業費	159,834 千円
<p><b>1 事業の目的</b></p> <p>住宅の自力再建を行う者から住宅の建設を請負った工務店等に対し、遠隔地からの工事従事者のための仮設宿泊施設用として応急仮設住宅を貸与することにより、早期の住宅再建を支援するとともに、被災地における住宅建設費の高騰の抑制に寄与することを目的とする。</p> <p><b>2 事業の内容</b></p> <p>当事業は、応急仮設住宅を仮設宿泊施設として貸与する場合に発生する手続き、管理、運営等を、民間事業者へ委託して行うものである。なお、目的を達成するため、仮設宿泊施設は無償で貸与する。</p> <p>●仮設宿泊施設として活用予定の応急仮設住宅：鶴住居第 5 仮設住宅 70 戸</p> <p>※当該仮設住宅は、元々入居していた避難住民は 69 世帯で、すべて退去済み（集会室も転用しているため、簡易宿泊施設としては 70 戸）</p> <p>※当該仮設住宅に入居する工事従事者はおおむね釜石市・大槌町に派遣される</p> <p>※直近の簡易宿泊施設稼働状況</p> <p>平成 28 年度：65.0% ※70 戸で実施</p> <p>平成 29 年度：83.1% ※70 戸で実施</p> <p>⇒岩手県内の民間住宅等宅地は、29 年度末までに 84%、30 年度末までに計画戸数の 96%が供給される予定のため、稼働率は上昇する見込み。</p> <p><b>3 事業期間</b></p> <p>平成 26 年度～平成 32 年度</p> <p>※ 岩手県内の民間住宅等宅地は、30 年度末までに計画戸数の 96%が供給される予定。自力再建者は、宅地が供給されてからおおむね半年から 1 年ほどで業者に発注する傾向にあるため、事業期間は 32 年度までを予定している。</p> <p>（平成 30 年度スケジュール）</p> <p>平成 30 年 3 月 委託事業者の公募、入札、契約手続き</p> <p>平成 30 年 4 月 H30 年度事業開始</p> <p><b>4 基幹事業との関連性</b></p> <p>根浜地区では被害棟数 79 棟、内 74 棟が全壊という被害を受けた。現在、防潮堤整備後も最大規模の津波による浸水が想定される範囲を災害危険区域に指定し、防災集団移転促進事業等による高台移転し、危険区域外は、漁業集落防災機能強化事業での垂直移転を計画している。</p> <p>そこで、防災集団移転促進事業等による宅地供給後に住宅再建工事が集中し、工事従事者が不足すると見込まれる地域において、遠隔地から工事従事者を確保する際に必要な宿泊施設を確保することにより、これらの事業の推進に寄与するものである。</p> <p><b>5 事業費の内訳</b></p> <p>平成 26 年度 7,247 千円（委託費、実績）</p>	

参考様式第 2 9 及び参考様式第 3 2 の別添 3

平成 27 年度	12,253 千円(委託費、実績)
平成 28 年度	16,991 千円(委託費、実績)
平成 29 年度	16,607 千円(委託費、見込み)
平成 30 年度	12,199 千円(委託費、今回申請)
平成 31 年度	12,199 千円(委託費)
平成 32 年度	82,338 千円(委託費、解体費)

6 その他

当事業は、復興庁による住宅再建・復興まちづくりの加速化措置（第五弾）に基づく事業である。

【住宅再建・復興まちづくりの加速化措置（第五弾）：平成 26 年 5 月 27 日復興庁発表】

●民間住宅の早期自立再建支援パッケージ

○再建工事集中時における建設事業者の円滑な人材・資材確保への支援（I－（1）－②）

※この様式は、原則として、参考様式第 3 0 及び参考様式第 3 3 の別添 2 に記載した細要素事業ごとに作成してください。  
※「全体事業費」は、細要素事業（当該細要素事業と一体不可分な事業を含む。）について、全体事業期間を通じての全ての事業費を記載して下さい。  
※細要素事業の概要を示す図面を添付して下さい。

参考様式第 2 9 及び参考様式第 3 2 の別添 3  
市街地復興効果促進事業の概要を示す書類

事業番号	★ D -17 - 3 - 6
要綱上の事業名称	(1) 市街地整備コーディネート事業
細要素事業名	施工確保対策事業
全体事業費	255,390 (千円)
<p><b>1 事業の目的</b></p> <p>被災地では、まちづくりや防潮堤等防災施設の大規模工事が同時期に施行され、これに伴い技術者や建設資機材の調整・確保、建設発生土の土量調整等が最重要課題の一つとなっている。</p> <p>そこで、本県では、復旧復興工事を円滑に進めるために、施工確保対策に係る施策の調整、課題の解決等の検討、関係機関との連携等総合的かつ強力に推進する組織として復旧復興工事施工確保対策連絡調整会議を沿岸各地域に平成 25 年 4 月に設置し、対応を進めているところである。</p> <p>本事業は平成 25 年度から実施しており、引き続き沿岸各地域の工事箇所単位における生コンや碎石等の工事用資材及び発生土砂の動向を把握するとともに資材需給量等のデータ分析を行い、流用計画(案)等、各発注機関や業界団体等情報共有を図りながら具体的な対策を検討・調整していくための基礎資料を作成し、会議運営事務局の支援を行うものである。</p> <p><b>2 事業の内容</b></p> <p>(1) 工事用資材及び土砂等の需給に必要な分析</p> <p>(2) 土砂仮置き場の現状調査</p> <p>(3) 総合検討(将来の状況変化に対する検討、他地域との流用に係る検討)</p> <p>(4) 各会議資料作成及び運営補助(開催する会議は以下のとおり)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調整会議 復旧・復興工事を円滑に進めるため、発注機関や関係業界団体が連携して、より具体的な対策を検討・調整するために、県庁で 1 回、地区毎に 1 回ずつ開催する。</li> <li>・土砂調整作業部会 随時搬出入のある仮置場の土量を確認しながら、関連する工事における土量の過不足を定期的に各事業主体で共有し、工事間の流用を図る。</li> <li>・資材調整作業部会 関連する工事における各種資材の月別需要量を把握し、各事業主体及び供給側とも情報共有して、円滑な工事の進捗を図る。</li> <li>・運搬機能作業部会 土砂等の搬出入にあたり、周辺道路が狭隘であったり経路が輻輳したりする場合、搬出入経路や時間帯等を関係者間で調整する。</li> </ul> <p><b>3 事業のスケジュール</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成 30 年 4 月 27 日(予定)までに委託契約を締結。(履行期間は H30 年度末まで)</li> <li>・平成 30 年 5 月 1 日以降は、回/3 か月の頻度で分析・検討を行い、地区の課題の状況に応じ連絡調整会議を開催する予定。</li> </ul> <p><b>4 基幹事業との関連性</b></p> <p>岩手県内の工事による発生土砂は、他工事への流用により工事必要額の減になっており、発生土砂の流用調整を継続する必要がある。また、大規模な造成工事等継続中であり、工事用資材の需給量を把握し、各発注機関や業界団体等との連携を図ることにより工事の進捗が促進されている。</p> <p>今後、岩手県内の工事完了に伴い、土砂及び工事用資材の調整先は継続する大規模事業に集約されていくと考えられ、陸前高田市今泉地区の被災市街地復興土地区画整理事業は、今後 200 戸以上の土地区画整理が予定されていることから、調整先の筆頭となることが予想される。</p> <p>このことから、発生土砂及び工事用資材の調整の具体的な対策を検討・調整していくもの。</p> <p><b>5 事業費の内訳</b></p> <p>測量試験費 50,860 千円</p> <p><b>6 その他</b></p> <p>復旧復興工事連絡調整会議は平成 25 年度に設置されているほか、特定の課題を検討する部会等を設置し、平成 28 年度までに 94 回、平成 29 年度は 10 月までに 7 回の会議が開催されている。</p>	

※この様式は、原則として、参考様式第 3 0 及び参考様式第 3 3 の別添 2 に記載した細要素事業ごとに作成してください。

※「全体事業費」は、細要素事業(当該細要素事業と一体不可分な事業を含む。)について、全体事業期間を通じての全ての事業費を記載して下さい。

※細要素事業の概要を示す図面を添付して下さい。

参考様式第30及び参考様式第33の別添3  
市街地復興効果促進事業の概要を示す書類

事業番号	★ D 4 - 25 - 2
要綱上の事業名称	(19) 被災者へのコミュニティ活動支援事業
細要素事業名	災害公営住宅集会所備品整備事業
全体事業費	2,633千円(うち、今回申請 443千円)

**1 事業の目的**

東日本大震災後に建築された災害公営住宅においては、全てが新設の団地であり、また入居者は抽選で決定されることから、自治会組織はゼロからの立ち上げにならざるを得ないうえに、集会所を活用するために必要な備品を短期間に全て用意(費用負担)する必要が生じる等、自治会活動の確実な立ち上げが当面の課題となっている。

阪神・淡路大震災において、災害公営住宅における孤独死の問題がクローズアップされるなど、早期のコミュニティの確立は、震災からの復興の大きな課題であり、災害公営住宅における自治会活動の立ち上げを支援する観点から、必要最低限の備品の整備を行う。

**2 整備内容と事業費の内訳**

整備する備品及び費用は下表のとおりとする。

品 目	H28	H29	H30 (今回申請)
座布団 机 カーテン 石油ストーブ (ファンヒーター) ガスコンロ 事務机+椅子 書棚 ホワイトボード	443千円	1,747千円	443千円

**3 事業のスケジュール**

- ・片 岸：平成29年2月
- ・松 原：平成29年4月
- ・嬉石第1：平成29年7月
- ・嬉石第2：平成29年7月
- ・両 石：平成30年5月

**4 基幹事業との関連性**

復興まちづくりが進む中、被災地での新たな生活の立ち上げに対し、地域の実情に即し機動的な支援を行うことが重要であることから、効果促進事業一括配分の対象となる基幹事業に、災害公営住宅整備事業が追加されたところである。

本事業は、平田地区をはじめ釜石市内で順次完成する災害公営住宅に係る自治会活動の立ち上げの支援を行うことにより、新たに建設される災害公営住宅の入居者や、地域住民による円滑なコミュニティ形成に資するものである。

※この様式は、原則として、参考様式第30及び参考様式第33の別添2に記載した細要素事業ごとに作成してください。  
 ※「全体事業費」は、細要素事業(当該細要素事業と一体不可分な事業を含む。)について、全体事業期間を通じての全ての事業費を記載して下さい。  
 ※細要素事業の概要を示す図面を添付して下さい。

参考様式第29及び参考様式第32の別添3  
市街地復興効果促進事業の概要を示す書類

事業番号	★ D 4 - 4 - 2
要綱上の事業名称	(19) 被災者へのコミュニティ活動支援事業
細要素事業名	災害公営住宅集会所備品整備事業
全体事業費	1,244 (千円)

**1 事業の目的**

東日本大震災後に建築された災害公営住宅においては、全てが新設の団地であり、また入居者は抽選で決定されることから、自治会組織はゼロからの立ち上げにならざるを得ないうえに、集会所を活用するために必要な備品を短期間に全て用意（費用負担）する必要が生じる等、自治会活動の確実な立ち上げが当面の課題となっている。

阪神・淡路大震等において、災害公営住宅における孤独死の問題がクローズアップされるなど、早期のコミュニティの確立は、震災からの復興の大きな課題であり、災害公営住宅における自治会活動の立ち上げを支援する観点から、必要最低限の備品の整備を行う。

**2 整備内容と事業費の内訳**

整備する備品及び費用は下表のとおりとする。

品 目	事業費	H30
座布団 机 カーテン 石油ストーブ（ファンヒーター） ガスコンロ 事務机＋椅子（大町除く） 書棚（大町除く） ホワイトボード	1,244 千円	1,244 千円

**3 事業のスケジュール**

- ・安渡：C工区 H30年12月完成 H31年1月入居開始 H30年12月備品購入
- ・大町：D東4 H30年9月完成 H30年10月入居開始 H30年9月備品購入
- ・本町：D西7 H31年2月完成 H31年3月入居開始 H31年2月備品購入

**4 基幹事業との関連性**

復興まちづくりが進む中、被災地での新たな生活の立ち上げに対し、地域の実情に即し機動的な支援を行うことが重要であることから、効果促進事業一括配分の対象となる基幹事業に、災害公営住宅整備事業が追加されたところである。

本事業は、屋敷前地区をはじめ大槌町内で順次完成する災害公営住宅に係る自治会活動の立ち上げの支援を行うことにより、新たに建設される災害公営住宅の入居者や、地域住民による円滑なコミュニティ形成に資するものである。

※この様式は、原則として、参考様式第30及び参考様式第33の別添2に記載した細要素事業ごとに作成してください。  
 ※「全体事業費」は、細要素事業（当該細要素事業と一体不可分な事業を含む。）について、全体事業期間を通じての全ての事業費を記載して下さい。  
 ※細要素事業の概要を示す図面を添付して下さい。

市街地復興効果促進事業の概要を示す書類

事業番号	★ D 17 - 11 - 12
要綱上の事業名称	(15) 住宅再建等の手続支援、改修相談・啓発支援事業
細要素事業名	岩手県地域型復興住宅マッチングサポート事業
全体事業費	39,071 千円

1 事業の目的

住宅再建の本格化に伴い発生が見込まれる工務店不足、職人不足、資材不足に対し、情報の共有と資材、職人等の融通を図り、被災者による円滑な住宅再建を促すことを目的とする。

2 事業の内容

住宅の自力再建を行う者が、施工を請け負う工務店等を見つけられない場合、希望条件に合う工務店等を紹介する他、中古住宅や土地等の不動産情報の紹介、施工を行う工務店等の資材不足、職人不足に対し、建設事業者等の間において住宅資材の融通や応援職人の手配等を一括して媒介する業務を、民間事業者に委託して行うもの。

※平成 27～29 年度までの実績は以下のとおり（平成 29 年度については 1 月末現在の実績）。

年度	工務店・不動産紹介			職人紹介			資材調達		
	申込	成立	紹介業者数	申込	成立	紹介業者数	申込	成立	紹介業者数
27	40	9	358	3	1	3	0	0	0
28	49	12	555	0	0	0	0	0	0
29	35	8	227	0	0	0	0	0	0
合計	124	29	1139	3	1	3	0	0	0

(30 年度事業について)

- ・工務店・不動産紹介：岩手県において面整備で供給される宅地供給数は 29 年度末で 6,292 区画(全体の 84%)、30 年度で 7,187 区画(同 96%)の予定。住宅再建者は、宅地が引き渡されてから半年から 1 年後に着工することが多く、宅地供給対象者は 30 年度がピークとなる見込みのため、工務店紹介は 30 年度も引き続き実施。不動産紹介についても、面整備で供給される宅地に住宅建設する予定だったが資金難により断念するケースがあり、そうした場合次の選択肢として中古住宅の購入や安価の土地での住宅再建が浮上するため、ニーズは今後増える見込みであり、30 年度も引き続き実施。  
⇒なお、H30 の申込の大部分を占めると考えられる H29 の宅地供給者が建設業者を探し始める年度前半に周知することが効果的であることから、ポストインの時期を年度前半に 2 回（年度当初及び 9 月頃）実施することで、早期に周知を図る。
- ・29 年度まで行ってきた住宅相談会については、事業開始から 3 年が経過しており被災者の認知はある程度進んでいると考えられるので、実施しないこととする。
- ・職人紹介、資材調達については、29 年度までの実績を踏まえて、30 年度は実施しないこととする。

3 事業のスケジュール

27 年度～30 年度

なお、平成 31 年度以降、基幹事業と関連のある相談者が相当数減少する見込みであることから、現時点において、復興交付金効果促進事業による本事業の実施は、30 年度までとする予定。

4 基幹事業との関連性

鶴住居地区では、浸水範囲が 266ha に及び、被災住家が 1,751 戸（鶴住居地区全体の約 7 割）という甚大な被害を受けた。現在、大規模な土地区画整理事業を行っており、宅地供給戸数の 649 戸は、釜石

## 参考様式第 2 9 及び参考様式第 3 2 の別添 3

市全体の 50%を占めている。

そこで、鶴住居地区を始めとする土区画整理事業等による宅地供給に際し、住宅再建工事が集中した場合に懸念される「施工を行う工務店等を見つけられない」「職人不足や資材不足等により住宅再建工事が中断したり、長引いてしまう」といった問題に対応することにより、円滑な住宅再建を支援し、これらの事業の推進に寄与するものである。

### 5 事業費の内訳

27 年度事業費：委託費	12,107 千円
28 年度事業費：委託費	11,133 千円
29 年度事業費：委託費	11,791 千円
30 年度事業費：委託費	4,040 千円（工務店紹介・不動産紹介のみ実施。）

### 6 その他

当事業は、復興庁による住宅再建・復興まちづくりの加速化措置（第五弾）に基づく事業である。

【住宅再建・復興まちづくりの加速化措置（第五弾）：平成 26 年 5 月 27 日復興庁発表】

- 民間住宅の早期自立再建支援パッケージ
  - 被災者と建築士・工務店等のマッチングサービス等の強化
  - 円滑な工事実施のための資材確保等の支援

※この様式は、原則として、参考様式第 2 9 及び参考様式第 3 2 の別添 2 に記載した細要素事業ごとに作成してください。  
※「全体事業費」は、細要素事業（当該細要素事業と一体不可分な事業を含む。）について、全体事業期間を通じての全ての事業費を記載して下さい。  
※細要素事業の概要を示す図面を添付して下さい。

市街地復興効果促進事業の概要を示す書類

事業番号	★ D 23 - 4 - 17
要綱上の事業名称	復興地域づくり加速化事業
細要素事業名	根浜地区砂浜再生工事設計等事業
全体事業費	12,280 千円
<p>1 事業の目的</p> <p>根浜海岸は、陸中海岸屈指の海水浴場として観光の名所となっており、夏には市内外からの多くの観光客でにぎわい、地域へ大きな経済効果をもたらすなど、被災前の釜石市の観光を支える基盤として重要な存在であったが、津波や広域地盤沈下により、砂浜が消失したものの。</p> <p>被災後約 7 年が経過したが、砂浜は十分回復しておらず、釜石市が過去に実施した「根浜海岸砂浜再生可能性検討事業」によると、自然回復には約 360 年の時間を要するとされている。</p> <p>一方、地域住民は、砂浜の再生を強く望んでおり※、県が実施した「砂浜復元可能性調査事業（根浜地区）」により平成 30 年 3 月 20 日に「養浜砂が定着することが可能」との結論が得られたことから、学識経験者等の助言を受けながら、養浜による砂浜再生工事の設計等を行うものである。</p> <p>※平成 29 年 6 月 14 日付釜石市長あて『根浜地域に関する要望書』等で要望されているところ。</p> <p>2 事業の内容</p> <p>砂浜再生工事設計等 12,280 千円</p> <p>3 事業のスケジュール</p> <p>平成 30 年 3 月～平成 30 年 9 月</p> <p>4 基幹事業との関連性</p> <p>釜石市根浜地区において、防災集団移転促進事業等による復興まちづくりが進められ、平成 28 年には宅地造成が完了するなど、住宅再建については一定の目途が立ったところであるが、今後、被災者の生活再建後を見据えた、活力ある地域づくりを推進していく必要がある。</p> <p>根浜海岸は、陸中海岸屈指の海水浴場として、多くの観光客でにぎわうとともに※、地域住民の憩いの場であったことから、砂浜の再生は、観光客の回復や地域住民のコミュニティ強化など、防災集団移転促進事業により形成された高台団地を含む地域のにぎわい・なりわいの再生に大いに資するものである。</p> <p>※平成 12 年～22 年 年間平均入り込み数 根浜海岸：約 8.1 万人 釜石市内全体：約 96.6 万人</p> <p>5 事業費の内訳</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>調査設計委託費：12,280 千円</li> </ul> <p>6 その他</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 復興計画 <ul style="list-style-type: none"> <li>岩手県東日本大震災津波復興計画 復興基本計画</li> </ul> </li> </ul>	

### 参考様式第30及び参考様式第33の別添3

「第4章 復興に向けた具体的な取組 2 主な取組内容 「なりわい」の再生 III 観光」において、「観光資源の再生と新たな魅力の創造」を掲げ、交流人口の増大を目指すこととしている。

- 釜石市復興まちづくり基本計画

「基本目標4：人やもの、情報の交流拠点づくり(2)多様な交流の推進と拠点整備」を位置付け、海を活用したにぎわい空間の整備を図ることとしている。

- 海岸保全区域

当該事業において、地域住民の意見や従前の砂浜利用等を踏まえた砂浜再生工事の実施範囲を定め、当該範囲については平成30年9月に海岸保全区域に指定する。

- 海岸の管理主体

管理主体は、海岸管理者である県となるが、管理の一部（占有許可、日常管理等）については、砂浜再生工事の完了する平成32年7月以降に、海岸法第5条第6項の規定に基づき釜石市へ委任する予定としている。

- コスト縮減

当該事業で実施する設計業務において、

- 近傍の河川や海岸の堆積土砂の養浜材への流用を検討すること
  - 砂浜再生工事の実施の検討範囲を、従前の根浜海岸（L=1,300m）のうち、別途県で実施する河口閉塞対策施設より南側（L=550m）に限定すること
- など、可能な限りコスト縮減に努めていく。

※この様式は、原則として、参考様式第30及び参考様式第33の別添2に記載した細要素事業ごとに作成してください。

※「全体事業費」は、細要素事業（当該細要素事業と一体不可分な事業を含む。）について、全体事業期間を通じての全ての事業費を記載して下さい。

※細要素事業の概要を示す図面を添付して下さい。